

民間緑化活動支援事業募集

くまもと緑・景観協働機構は、民間緑化や景観形成活動の支援などを主たる目的として設立された団体で、住民団体ボランティアなどの行う緑化活動の推進を図るため様々な助成事業を実施しています。

●緑化ボランティア活動支援事業

募集 期限	10月1日(月)まで
対象	国や公共団体が管理する公共用地に 地域の住民ボランティアで新規に植栽し 管理する事業
助成 限度額	30万円(税込み)
平成24年度 改正点	苗木・資材等の物品による支援から 助成金による支援に変更

●花いっぱい運動支援事業

募集 期限	平成24年12月3日(月) ～平成25年1月16日(水)
支援 対象	①道路、公園、公民館などの公共用地へ花 の種子や球根、苗を植えるとともに、そ の管理を行っている地域のボランティア 団体 ②市町村がコミュニティーガーデンとして 認定した土地(農地を除く。)に花の種子 や球根、苗を植えるとともに、その管理 を行っている地域のボランティア団体
交付 数量	・花の種子…一団体当たり10袋～100袋 ・花の球根…一団体当たり100球～300球 (50球単位) ・花の苗……一団体当たり50苗～200苗 (50苗単位)

申し込み・問い合わせ先 本庁 経済課 観光係 ☎0968・86・5725

浄化槽を利用の皆さんへ

浄化槽設置者(使用者)の3つの義務

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。浄化槽管理者には保守点検、清掃、法定検査の3つが浄化槽法で義務付けられています。



- ※保守点検…浄化槽の点検・調整・修理および消毒剤の補給、ブロワの調整など
- ※清掃…町の許可を得た業者が、浄化槽に溜まった汚泥などを取り除く機器類の掃除、洗浄など
- ※法定検査…浄化槽が適正に維持管理され、法令に基づく水質基準を満たしているかを保守点検、清掃とは別に行う(1回/年)
- 受検申し込みは熊本県浄化槽協会よりはがきを送付します。
- 法定検査を受けていないお宅には受検のお願い文書をお送りします。

今後、浄化槽を設置される皆さんへ

和水町内全域(下水道区域は除く)では、町が浄化槽を設置し維持管理を行う『町設置型』(設置希望者から分担金をいただいて、町で浄化槽の設置工事を行い、工事が完成した後は、利用者から毎月浄化槽使用料をいただいて、町が浄化槽の維持管理を行います。)で事業を実施し、単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽)や汲取り便槽からの転換を推進しています。

問い合わせ先 県浄化槽協会 ☎096・284・3355
本庁 建設課 維持係 ☎0968・86・5726

耕作放棄地をよみがえらせよう

耕作放棄地は病害虫の発生源や、有害鳥獣の隠れ場、不法投棄の温床、景観の悪化など、地域にも悪影響を及ぼします。うまく活用できれば、農業生産力の向上などができます。

誰が使うか、何を作るか、土地条件をいかに整えていくか。こういった課題を解決するための支援メニューを紹介します。

①耕作放棄地解消緊急対策事業

対象者…農業者・地域営農組織など

②耕作放棄地再生利用緊急対策

対象者…農業者・農業者などの組織する団体など

耕作放棄地対策事業の対象区分図

		農用地区域	農用地区域外
自己所有地	戦略作物など以外 交付額2万円	戦略作物など以外 交付額2万円	金額は10a(反) 当たり単価
	戦略作物などを作付け ※麦、大豆、飼料作物、米粉用米、 そば、なたねなど 交付額5万円 または事業費の1/2相当額	戦略作物など以外 交付額3万円	
自己所有地以外		自己所有地……所有権のある農地(所有権移転後1年以上) 自己所有地以外……借入地、作業受委託(所有権移転後1年以内)	



きれいにしたら地域も元気になるばい!



問い合わせ先 本庁 経済課 農業振興係 ☎0968・86・5725
総合支所 事業課農業振興係 ☎0968・34・3111(内線724)